

福生市告示第195号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人の指定（以下「指定」という。）については、次のとおりである。

令和5年12月13日

福生市長 加藤育男

指定は、法第24条各号に掲げる業務を市が実施することが困難であると認められる場合に行うものとする。